

Weekly Report

第723号
令和5年11月20日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
<http://www.szk-accounting.jp/>

インボイス制度で多く寄せられる質問

国税庁はインボイス制度開始後に多く寄せられる質問を公表しました。

◎手書きの領収書によるインボイスの交付……手

書きの領収書であっても、インボイスとして必要な事項が記載されていればインボイスに該当します。なお、不特定多数に販売等を行う小売業などに係る取引は簡易インボイス(適格簡易請求書)を交付できるため、宛名は省略可能であり、税率ごとの消費税額等又は適用税率のどちらかの記載で足りません。

◎買手によるインボイスの修正……売手が交付し

たインボイスの記載事項に誤りがあった場合、買手である課税事業者に対して修正したインボイスを交付する必要があるため、買手において追記や修正を行うことは認められていません。ただし、受領したインボイスに買手が自ら修正を加え、売手に修正事項の確認を受けることで、その書類は修正事項を明示した仕入明細書等に該当することから、当該書類を保存することで仕入税額控除を受けることができます。

◎従業員が立替払をした際に受領した簡易インボ

イス……従業員が立替払した際に受領した簡易インボイスに「従業員名」の宛名が記載されている場合でも、その従業員が自社に所属していることを明らかにする従業員名簿等を簡易インボイスと併せて保存していれば、仕入税額控除を行えます(従業員名簿等がない場合は立替金精算書の作成・保存が必要)。

◎実費精算の出張旅費等……従業員等に支給する通

常必要と認められる出張旅費等は一定の事項を記載した帳簿のみ保存で仕入税額控除が認められますが、この支給には概算払いのほか、実費精算されるものも含まれます。

本年分から財産債務調書の提出義務者が拡大

一定以上の所得や財産がある方は、財産の種類や価額等を記載した「財産債務調書」を所轄税務署に提出しなければなりません。令和5年分から提出義務者や提出期限などが見直されています。

提出義務者は、①その年分の所得金額(退職所得を除く)が2千万円超で、かつ、その年の12月末時点で3億円以上の財産又は1億円以上の有価証券等(国外転出特例対象財産)を有する方、又は②その年の12月末時点で10億円以上の財産を有する方(所得基準なし)に該当する場合となり、令和5年から②の方が加わりました。

また、提出期限はその年の翌年6月30日までとなります(国外財産調書も同様)。

水産物輸入規制に伴うセーフティーネット保証

福島第一原発でのALPS処理水の海洋放出に伴い、中国など諸外国が実施している水産物の輸入規制措置等の影響を受けている中小企業・小規模事業者に対して「セーフティーネット保証2号」が発動されました。

輸入規制措置等を行っている国の事業者と直接または間接的に一定程度の取引を行っており、かつ売上等が10%以上減少している場合に、信用保証協会が一般保証とは別枠で民間金融機関による融資額の100%を保証します。